

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.079

処 分 名	認定を受けた計画の変更の認定
処 分 の 概 要	建築物の耐震改修の促進に関する法律では、建築物の耐震改修の計画について所管行政庁の認定を受けた者が、当該計画の認定を受けた計画の変更をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならないとしています。
根拠法令等・条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号） 第18条
審 査 基 準	◎未設定 ③ 処分の先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないものであって、法令又は条例等の定め以上に具体化することが困難であるため。
標準処理期間	事案により異なるため、設定できません。
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁4階建築課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■建築物の耐震改修の促進に関する法律
(計画の変更)

第十八条 計画の認定を受けた者(第二十八第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。)は当該計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合に準用する。